

月刊ニューズレター 現代の大学問題を視野に入れた 教育史研究を求めて

第134号 2026年2月15日

編集・発行 『月刊ニューズレター 現代の大学問題を
視野に入れた教育史研究を求めて』編集委員会
(編集世話人 富岡勝・谷本宗生)

連絡先 大阪府東大阪市小若江3-4-1
近畿大学教職教育部 富岡研究室
e-mail: tomiokamasa@kindai.ac.jp

HP (最新号とバックナンバーを公開中)

<http://home.hiroshima-u.ac.jp/komiyama/gen-dai-kyou-ken/>

コラム 「2026年」がやってきてしまった	吉野 剛弘	2
西本辰之助法学部教授・法学博士「法学部法律学科について」 － 三田新聞学会編『慶應義塾案内 昭和12年版』丸善から －	谷本 宗生	6
女子教育史散策・昭和戦時下編(83) フェリス女学院の場合2	長本 裕子	9
進学案内書にみる戦前期東京の予備校(22): 『最新東京学校案内』(大正10年)(1)	吉野 剛弘	16
七年制高等学校における尋常科・高等科間の教育の相違: 一学校空間での中等教育から高等教育への接続について (3) 府立高等学校の事例②	猿田 怜央	20
刊行要項(2026年2月15日改訂)		28
短評・文献紹介 漫画『転生したらスライムだった件』25巻について (谷本宗生)、橋本和彦『3本線ノート術』について(富岡勝)		29
会員消息 谷本宗生、山本剛、猿田怜央、富岡勝		30

コラム

「2026年」がやってきてしまった

よしの たけひろ
吉野 剛弘

(埼玉学園大学)

大学業界では「2026年問題」ということが言われている。今年からは、大学への進学率が上昇したとしても、18歳人口の減り幅のほうが大きいため、進学者数が減り続けるという予測を示した言葉である。進学

者数が減るわけだから、必然的に入学者確保に苦慮する大学が増えるということになる。

大学入学が可能になる年齢は18歳だから、18年前とは言わないまでも、もっと前からこのことは認識されていたはずだし、まっとうな大学経営者なら人口動態を睨んでいないはずもない。つまり、マスコミ等で取り上げられたのはごく最近のことではあるが、こんなことは分かり切っていたのである。

大学全入に関わる問題が最近になって取り上げられるようになってきているのには、昨年2月の中教審答申「我が国の「知の総和」向上の未来像～高等教育システムの再構築～」が関わっているのだろう。2040年には大学・短大の入学者は46万人になる（今より21万人減る）という衝撃的な数字が明示され、大学の縮小や閉鎖を勧めるような内容まで示された答申である。

21万人という減少幅はどのように導かれるのかという疑問が生じるが、大学・短大進学率は頭打ち（62%程度）になると予想した上で算出されたものと思われる。『文部科学白書』によれば、2040年の18歳人口は74万人という予測になっているのだが、その状況で46万人の進学者がいるならば、進学率が62%と計算されるからである。

進学率が頭打ちになるということの根拠にもよるのだが、過去のこの種の予測に比して、シンプルなものに映らなくもない。大学全入に関しては、過去にも「2007年問題（最初は2009だったが、2年前倒しになった）」と呼ばれるものがあつたが、1997（平成9）年1月の大学審議会答申「平成12年度以降の高等教育の将来構想について」にしても、2005（平成17）年1月の中教審答申

「我が国の高等教育の将来像」にしても、将来の進学率も予測した上で大学全入の未来を予測してみせたからである。

一方で、そこまで予測しても、大学は全入にならなかった。実態として、試算以上に進学行動が加速したからなのだが、そのような過去の事実をふまえると、今回もまた進学率の思わぬ上昇で全入は回避されるのではないかと現実逃避してみたくもなる。しかしながら、2040年よりも前に日本の大学・短大は臨界点に到達してしまうというのが、「2026年問題」を突き詰めて考えることで見えてくる。

ここで、18歳人口に対する大学・短大・専門学校入学者、高等専門学校4年生の割合という数字を用意する。大学・短大よりもレンジを広く取るということがポイントである。なお、この数字は2023（令和5）年度までの『文部科学白書』には毎年掲載されてきた（2024（令和6）年度のものには掲載がない。中教審答申の「関係データ」には2024（令和6）年分のデータがあるが、この年は18歳人口が一時的に落ち込んでいるので、ここでは使用しない）。2023（令和5）年の18歳人口は110万人、大学・短大・専門学校入学者と高等専門学校4年生を合わせた人数の18歳人口に対する割合は84.0%なので、これらの数字から高等学校卒業後に上級学校に進学あるいは高等専門学校に引き続き在学した人は、92万4千人という数字を導くことができる。この数字は、2023（令和5）年の段階でそれだけの人を大学等の学校が収容していることをも意味している。

すでに示したように、18歳人口の推移の予測も『文部科学白書』に掲載されてきた（というより、上述の割合とともに一つの図表の中に示されてきた）。それを見ると、2037年の18歳人口は90万人である。この18歳人口には特別支援学校の卒業者を含まないことが昨年発覚して問題になったが、その増分を加味しても2万4千人を越えることはない（多く見積もって1万人強で、2万人は越えない）。

つまり、2037年には、高等学校相当の学校を卒業したすべての人たちが進学したとしても（進学率が100%になっても）、それを上回る収容力を現段階で持っているのである。しかも、それ以降も18歳人口は減り続けるのだから、現存の学

校の中から定員減なり廃止を決断するところが出て来ざるを得ないという結論に到達するのである。

さらに、『文部科学白書』における18歳人口の定義は、「3年前の中学校及び義務教育学校卒業者数並びに中等教育学校前期課程修了者数」である。先に述べたように特別支援学校中学部の卒業者が入っていないわけだが、一方でこの定義に従うと、高等学校や中等教育学校後期課程での中退者も含まれることになる。中退した人は、高等学校卒業程度認定試験に受ければ進学することができるが、全員がこれを受験し、合格するわけでもないのが、実際に進学し得る人数は「18歳人口」より少ないのである。何の手も打たないのであれば、臨界点の到達は、2037年よりも早くなるのかもしれない。

ちなみに、留学生で定員割れを補うという方法はすでに多くの大学・短大が取っているが、残念ながらその方法で今後の進学者数の減少を補うことは到底できない。自然科学分野に顕著であるが、日本はもはや「選ばれる国」ではなく、日本人まで海外の大学に流出し始めている（しかも、Top-Tierの生徒たちである）。これから生じるであろう不足を外国人で満たそうという考えは、捨てておいた方がよい。

このコラムの執筆中に、「2040年を見据えて社会とともに歩む私立大学の在り方検討会議 審議まとめ」が出された。論点は多岐にわたるが、大学の閉鎖に向けたロードマップまで示されている。文部科学省も相当な本腰の入れようである。

進学率の上昇でまかないきれないほどの人口減少という事態は、近代以降の150年近い歴史の中で初めてのことである。しかも、問題となるのが18歳段階のことであるために、未来の数字もかなり正確に予想できてしまう。2043年までに18歳になる人まではすでに生まれているのであって、その出生数を上回った18歳人口になる確率は事実上ゼロである。暗澹たる未来は確実に訪れると考えた方がよい。

進学者の実数は減るものの、一方でゼロになることもないので、大学・短大・専門学校が入り乱れた入学者獲得合戦が始まるということを意味する。誰が生き残ることになるのか。2026年の到来は、まさに「バトル・ロワイヤル」の開始の合図なのである。

***このコラムでは読者の方からの投稿もお待ちしております**

西本辰之助法学教授・法学博士「法学部法律学科について」

— 三田新聞学会編『慶應義塾案内 昭和12年版』丸善から —

たにもと むねお
谷本 宗生(大東文化大学)

このNL130号(2025年10月)で、興味深い敗戦後の慶應義塾大学法学部の動向について紹介した。今回は、三田新聞学会編『慶應義塾案内 昭和12年版』丸善から、当時、大学法学部教授・法学博士であった西本辰之助が記した「法学部法律学科について」を紹介したいと思う。西本は、慶應義塾の法律学科出身(1907年)で、慶應義塾からの欧州留学を経て1913年帰国した。帰国後、『商法総論』(1914年)を刊行している。会社法の研究などに取り組み、『株式会社発起人論』(1926年)を刊行して、慶應義塾から法学博士号を授与された(1926年)人物であった。

法学部法律学科について 西本辰之助(大学法学部教授・法学博士)

…社会万般の事物出来事をことごとく法律の文字と形式論理とによつて判断し其結果は社会に対して如何なる不便不都合を来たそうとも「悪法もまた法なり」で止むを得ない、と云うような考へ方をしていた所謂「概念法学」に対し、法律の真の正しい解釈と運用とは決して斯かる形式的な方法によつて達成し得られるものではない、社会万般の実際の事情を斟酌綜合して始めて可能であると主張する社会法学が其萌芽を生じ始めたのは欧州大戦前のことであつた。…今日に在つては健全なる常識をもつて社会の事相を公正に判断し得る者でなければ真の法律を運用が出来ないと云うのが法律家の常識と云つてよいのである。斯様な風潮の中に在つては、従来常識を貴び事実^に立脚し空理空論に馳せざるをもつて塾風としていた慶應義塾は法律学の研究にもつとも適當するものと信ずるのである。

…遺憾ながら此方面における義塾出身者の活動は極めて微々たるものであり、故青木徹二博士が義塾教授より出て弁護士となり、日本有数の弁護士として斯界に異彩を放つたのみである。然し近年に至り義塾出身者にして高等試験に及第する者年々之れ有り、したがって弁護士として活動する少壮塾員の数も漸次増加せんとする傾向に在る。将来此方面における義塾出身者の活躍は蓋し期して待つべきものがあると思うのである。『気品の泉源智徳の模範』たるべき義塾出身者が将来此方面に進出することは独り慶應義塾の為めのみでないと思ふ。

…司法官弁護士の職務は主として是等難破船の救助作業である。船舶の遭難は航海上の智識の不足と此点に関する不注意から起ることが多いと思はれるのであるが、訴訟もまた法律に関する智識の不足、ないしは平常親密なる取引に際し法律に関する注意を欠いたことから起ることが頗る多いのである。私は航海において遭難予防の為に航海術の必要がある如く、人生航路においてもまた訴訟或は一層広い意味で法律上の紛争を予防する為め法律智識の必要があると思ふ。…たとえば手形を受取るに際し此手形は法律上疑問になると思えば受取らなければ済むのであるが、夫れを気付かずに迂闊に無効の手形を受取つたならば、後で如何なる大弁護士に頼んでも策の施しようが無からう。…私は将来実業界も一般社会の人々も法律智識の此方面における活用に大に注目せられんことを切望する者である。

経済学は利害関係による動き方を教えるが、法律学は其動くべき道を教えるのである。如何に利益があるからと云つても、法律の示している道を通らないで動くことは出来ない。もし此道を無視して横すぢかいに飛んで行けば、後へ引戻される(取引は無効とされる)のである。他の社会生活においても同様のことを云い得る。然かも法律の示す道は天国に在るのではなく、人類社会生活の真唯中に縦横無尽に貫通しているのであるから、法律学もまた空理空論ではなく、之れと関係せる社会生活に対し充分の認識と理解とをもつて研究されなければならぬのである。これが前述の如く社会法学の勃興せる所以である。法律は国家の

制定した規則であるから、国家の官吏が教授である所の学校がもつとも法律学の研究に適すると云うような考え方の誤まっていることは是によつても明白である。むしろ私は慶應義塾の法律学科が将来における大なる任務を約束されていることを信ずる者である。

法律学科は、政治学科と共に法学部を構成している。故に規則は学科目を除いては両者に共通である。次に法律学科の学科目について簡単に述べることにする。先づ学科目を必修科目と選択科目とに分つている。必修科目は法律学科卒業生としては修めておかなければならぬと考えられる科目を挙げたのである。訴訟法を甲乙に分ち其一を選択することにしたのは、前にも述べた法律学科卒業生就職の現状に適合せしめんが為めである。本来法律学科学生としては訴訟法の甲を選ぶのが正道であると思うが、然し実業界を志望する者に対し、乙を選び余力をもつて他の適切な学科を選択するの余地を存したのである。外国法を必修科目に加えたのは卒業後の研究に備えんが為であり、また経済学を必修科目に加えたのは前既に述べた説明によつて明白であらうと思う。選択科目は学生が実業界、司法官、弁護士、行政官、教員等、各自将来の志望に応じ適当なる学科を選択履修し得るの途を開いたのである。学科の選択に迷う場合は適宜教授に相談すれば宜しいのである。

自身が慶應出身者でもある、法学通の西本教授の法律学科説明を読むと、法律学を学ぶうえで「正道」と想定される道筋は示してあるが、これからの「実業界を志望する」うえでは、適切な選択がなされる「余地」もあり、必修科目に「経済学」を設けた事情なども明白であらう・・という。またそれにとどまらず、学科目の選択履修に疑念や迷いが生ずれば、適宜我われ教授側に遠慮なく、「相談すれば宜しい」と、教育者としての誠実な姿勢を強調している。

女子教育史散策・昭和戦時下編(83)

フェリス女学院の場合2

ながもと ゆうこ

長本 裕子(ニューズレター同人)

『ニューズレター』133号に続き、『フェリス女学院100年史』『フェリス女学院110年小史』『フェリス女学院百五十年史』を参考に、大正から昭和初期のフェリス女学校について述べよう。

大正期に入ると、明治期の国家的統制主義・画一主義に対して、個人主義・自由主義的な思想・運動が展開されるようになった。いわゆる大正デモクラシーの到来である。婦人の自覚、解放が叫ばれ、女子教育への声も高くなった。明治末期に小学校への進学率が90%を超え、多くの女児がさらなる学習を求めて進学を希望し、高等女学校や女子師範学校が進歩発展した。家庭に入るだけでなく、職業に就く女性が現れるようになった。中でも女教員は、女子にとって高級な職業として認識されるようになり、人気が高かった。

ところが、明治末期から教員資格に規制が強化され、他のミッション系女学校でも高等女学校となったり、文部省の指定校となったりして教員検定試験受験資格や専門学校等入学資格を得る学校が続出した。しかし、フェリスはそういう大きな犠牲を払ってでも法令にしばられず自由な教育ができることを選んだ。授業は、英語、地理、理科などあらゆる学科において実際的実用的な訓練をする方法をとった。読本(教科書)類を用いず、一般に流布されている単行本を使用し、発表主義の教練法を採用した。発表力の発展は自ずと、理解力、読書力をも発展させる。これを特色とした。

東京女子大学創設に関連して

大正8(1919)年、学則が改正されて、高等科が廃止された。前年4月、プロテスタントの六つのキリスト教宣教局の合同経営として、女子高等教育機関の東京女子大学が創設された。それに協力するために、青山女学院、東洋英和女学院、女子学院、フェリス女学院の四女学校は、高等科または専攻科を数年間廃

止し、進学を希望していた生徒を全員東京女子大学に送り込んだ。フェリスでは高等科の廃止に伴って20年来婦人伝道者を養成してきた聖書科(神学部)の伝統が断ち切られてしまった。1年間の英語を中心とする研究科を残し、6ケ年の予科・本科、1ケ年の研究科という通常のコースと、高等女学校卒業者に3ケ年の英語を専修させ(大正7年英語師範科は英語専修科に改称)、希望者はさらに研究科に進むコースに整えられた。大正9(1920)年本科の課程に商業科が併設された。銀行や会社への就職志望者にタイプライターや商業英語を随意科として課した。

大正9年開校50周年を迎えた。生徒数は410名になった。寄宿生は50名で、各地に高等女学校が増えた関係で、市内からの通学生が増えた。高等女学校令や専門学校令に拠らない学校であるが、『開校五十年史』に、

本来この学校はその実質において、下級の方は高等女学校、上級の方は女子専門学校、又は女子大学に類し、その高等科は本邦における女子の最高学府たることを以て自ら任じながら、固より高等女学校令又は専門学校令によりたる学校にあらず、従って文部省あたりより何等の特権も保護も与えられて居ないのであります。又是を以て本校の誇りとして居ったのであります。(1)

とある。大正7(1918)年12月に、「大学令」が公布され、従来の私立専門学校が次々と大学に昇格し、七年制高等学校が出現するなど、高等教育機関が著しく増加、拡充される現象が起こった。神戸女学院大学部、東京女子神学専門学校、同志社女学校専門部、活水女子専門学校、梅花女子専門学校などキリスト教系女子専門学校も次々に現れた。そこで、フェリスでは、研究科を将来女子大学とする発展計画が構想された。教職員、学生、父兄、同窓生、有志は一体となって「フェリス和英女学校発展資金募集」運動を開始した。大正11(1922)年の入学案内書によると、

この年から予科を廃して通算六年の本科(及び一年の研究科)としたが、その理由として、男子の為に七年制高等学校が出来るようになりましたか

ら、本校は女子の為に六年制の高等学校を試みた訳であります。本科卒業生は米国高等学校卒業生と同等の学力を与える計画であります。…遠からず研究科卒業生を米文学士と同等の資格にする準備であります。(2)

と記している。10名ほどの西洋人教師を擁し、西洋製の書類などを用いて、一般の高等女学校課程から自由な教育を施した。第一次世界大戦後の反動不況にもかかわらず、「フェリス和英女学校発展資金募集」は多額の応募額を得て、大学設立へと向かっていた。

三つの試練

しかし、大きな試練が続いた。一つ目は、大正11(1922)年5月、34年間フェリスの音楽教育に捧げてきたミス・モルトンが音楽会の終わりに、生徒の合唱に合わせて「わかれ」の曲を弾奏中に倒れ、息をひきとったこと。モルトンは近く、引退し帰国することが決まっていた。

二つ目は同年10月、41年間フェリスの校長として生涯を教育に捧げてきたブース校長が、ミッションの規定によって引退することになったこと。ブースは数十名の小さな学校から600名の生徒を抱える学校に成長させた。

そして、三つ目は、大正12(1923)年9月1日正午前に起こった関東大震災により校舎が倒壊し、元町から発生した火災が山手に広がり学校が全焼したこと。しかも、当時の校長ミス・カイパーが倒壊した建物の下敷きになって殉職した。倒壊を免れた新館にいた職員と来合わせた女性がなんとか救出しようと試みたが、どうにもならず、炎が校舎に移るに及んで、カイパーは「私は主のみ心のまま、心安くここに永眠しますから学校の方々とお国の人々によろしく…」(3)と言って、二人に早く安全なところに逃げるように促したという。夏休み中であつたが、カイパーは新学期の準備で朝から学校で執務していた。米国のシカゴ大学で学びマスターの学位を得、ウイコンシン州のロチェスター・アカデミーの校長などを経験したが、海外宣教師として生きることに使命を感じ、地位や将来の一切を捨てて来日した。優れた美しく聡明な校長であつた。

このように次々と試練が続いた。中でも関東大震災はフェリスにとって存亡の危機となった。そして女子大学計画は頓挫した。

関東大震災からの復興

関東大震災は、東京・横浜に最も大きな被害をもたらした。横浜市は一瞬のうちにいくつかのビルを残して、ほとんど全市の家屋が倒壊した。昼食時であったため火災が起り、市民の死傷は十数万と伝えられた。

当時本科4年生であった竹内かし子が5年生の時に書いた思い出(『同窓会雑誌』第17号)に、地震から1週間後に見たフェリスの光景を書いている。

…息をはずませて、いつもの坂を上り切った頂上に、私は何を見たか？曠野！焼野原！崩れて焼けた煉瓦の他には何もなかった。ああ、私の学校は？四年間通った私の学校は？…あの三階の講堂は？…新しい、美しい体操場は？私はうつろな眼で、煉瓦の山をみつめた。(4)

関東大震災で受けた打撃は大きく、だれもがフェリスの終焉を思い描いた。ミッション本部も再建の意思はなかった。震災後の10日目、改革派ミッションのピーク博士、ライク宣教師、ルーマン・J・シェーファー博士が焼け跡に立った。ピーク博士もライク宣教師も再建は難しいと嘆息したが、シェーファー博士は「フェリスは亡びません。フェリス精神は今も生き、あの焼け跡の下から呼んでいるのです」(5)と力強く語ったという。この時そばに立っていた教職員はこのシェーファーの言葉に励まされ、再建に向けてたゆみない努力がはじまった。

とりあえず、300名ほどの復学希望者のため仮校舎を建設する。幸い創立50周年の記念事業として蓄えられた基本資金から17,500円を醸出し、同窓会より2,300円、アメリカより9,000ドル(約20,000円)の寄付を得て、バラック式の仮校舎が12月に建設され、翌年1月から授業を開始した。

大正13(1924)年4月からシェーファーが新校長に就任した。シェーファーは秀才のほまれ高く、ハイスクールを卒業する時、成績優秀で、ニューヨーク州から優等賞を受けた。ラトガーズ大学を卒業する時も金メダルを受けた。ニューブラン

ズウィック神学校を卒業後、宣教師として来日し、明治学院教師、長崎東山学院副学長、同校長代理を経て、フェリスの第四代校長に就任した。まだ40歳に満たないが実行力に溢れ、優れた見識を持つ人であった。校長宅がないため、毎日東京から電車で通った。愛児デヴィッドを病で失うという悲しみを乗り越えてフェリスの再建に邁進した。シェーファーは復興計画を携えてアメリカに赴き、全米の改革派教会に呼びかけ募金運動を起こした。アメリカからの援助、同窓会、父兄、横浜市の有志による復興後援会、教職員と生徒による学友会の懸命な募金活動が功を奏して、立派な校舎が建築されることになった。

新校舎は、1年2ヶ月かけて昭和4(1929)年4月に完成した。耐震耐火の鉄筋コンクリート造り、「まっすぐ、美しく、堅固」の三要素を反映し、建物は直方体、外壁は色とりどりの鉄平石でおおわれており、震災にも耐えうる堅固なものであった。それは同時に、フェリスがめざす人間像でもあった。まっすぐで正直で正しい人格、再建を可能にした一人一人の真心をあらわす鉄平石のように、生徒も美しい心をもつこと、信仰と教育の堅固さでもあった。同年6月13日の校舎献堂式で、シェーファー校長は、「地震は我らに、校舎が我らの学校を意味するものではないことを教えた。我らの古い建物は微塵に崩れ失せてしまったが、学校は滅びなかった。…唯一の永遠なるものは信仰と愛の礎の上に建つものである。」⁽⁶⁾と述べた。さらに、世界中のあらゆる国々の人々の喜捨によって成ったこと、多くの国々、多くの人種の愛の協力によって建てられことを語った。

文部省指定認可を受ける

フェリスは長い間各種学校の地位に甘んじながら、基督教的道徳を下地にした独自の自由な校風を維持し、教育を展開してきた。しかし、昭和2(1927)年ついに文部省指定の認可を受けることになった。先にも述べたように、大正7(1918)年に東京女子大学が創立され、フェリスは翌大正8年に高等科を廃止した。6年間の本科と1年の研究科を置いて女子中等教育を主眼としてきた。研究科を大学にするという創立50周年を契機とする構想は関東大震災によって頓

挫した。しかし、シェーファー校長の、新しい校舎を新しい教育の息吹で満たす特色ある教育方針に、仮校舎時代にも生徒は増える一方であった。さらに専門学校等への上級学校進学希望者が年々増大したため、いつまでも各種学校のままで中等教育だけを行っているわけにはいかなかった。そこで「専門学校入学者検定規定」により文部省の指定認定を受けることになった。昭和2年3月の卒業生から「専門学校入学ニ関シ修業年限四年ノ高等女学校卒業生ト同等以上ノ学カヲ有スルモノト指定」され、専門学校等入学に関し無試験検定の資格を得た。

指定校となるにあたり、学科課程を多少変更した。本科は高等女学校課程にほぼ準拠した内容であったが、東洋史、鉱物学等の学科を加え、修身科として教えていた聖書のほかに倫理の科目を設置し、体操の時間も多くなった。その分、フェリスの特色であった英語の時間が減少した。このころ一般の高等女学校では英語が週5時間であったが、フェリスでは入学と同時に歴史・地理・数学・聖書、音楽、体操まで、国語、習字、絵画以外ほとんどの教科が英語の教科書で行われていた。英語は毎日5時間くらいであった。上級学年になると、日本社会に適応するために、日本語の授業が増えるしくみとなっていた。そしてフェリス女学校の目的が「本校ノ目的ハ基督教ニヨリテ健実ナル品性ヲ育成シ…」(大正14年「フェリス和英女学校学則」)となっていたのが、昭和3年には「本校ノ目的ハ基督教主義ニ基ツキ教育勅語ノ聖旨ヲ体シテ…」(昭和3年「フェリス和英女学校要覧」)と変わっている。(7)

そして、昭和6(1931)年9月満州事変勃発、12(1937)年7月日中戦争へと戦火は拡大し、16(1941)年12月太平洋戦争へと突き進んでいく。次号では戦時下のフェリス女学校について述べる。

注

(1) 『フェリス女学院110年小史』69頁

(2) 『フェリス女学院110年小史』72頁

- (3) 『フェリス女学院100年史』191頁
- (4) 『フェリス女学院100年史』193頁
- (5) 『フェリス女学院110年小史』79頁
- (6) 『フェリス女学院110年小史』83頁
- (7) 『フェリス女学院110年小史』87頁

参考文献

『学制百年史』『学制百年史 資料編』文部省

『学制百二十年史』文部省

『日本近代教育史 教育政策(1)』1973年刊、国立教育研究所

『フェリス女学院100年史』

『フェリス女学院110年小史』

『フェリス女学院百五十年史』

神辺靖光・長本裕子『百花繚乱 日本の女学校 女子教育散策 大正・昭和
初期編』2025年刊、成文堂

進学案内書にみる戦前期東京の予備校(22):

『最新東京学校案内』(大正10年)(1)

よしの たけひろ

吉野 剛弘(埼玉学園大学)

今号からは、武田芳進堂より刊行された『最新東京学校案内』を見ていく。筆者が確認したもの(国立国会図書館のデジタルコレクションを通じて入手したもの)には奥付がなく、表紙にも著者が示されていない。本文の前に「本書のはじめに」というものがあり、著者が記したということになっているが、具体的な名前は示されていない。なお、菅原亮芳『近代日本における学校選択情報: 雑誌メディアは何を伝えたか』(学文社, 2013)にある進学案内書の一覧では、「芳進堂編集部」という編著者が示されている。

同書では、「第二章 各学校規則」として、さまざまな学校の情報が掲載されている。予備校が掲載されているのは、「第十三類 外国語の学校」「第十五類 予備学校」「第十六類 雑種の学校」である。第十五類はその名の通りであるが、第十三類には英語学校系の予備校が掲載されている。一方、第十六類にはさまざまな学校が含まれており、数学系の学校もここに掲載されているのだが、予備校としてカウントできるのは研数学館のみである。

紙幅の関係で、今号では「第十三類 外国語の学校」に掲載された予備校の一部の情報を見ていくことにする。

なお、現物では学校名の前に「■」を付けた上で大きめの文字で学校名が示されているが、本稿では「■」は付けず、フォントの変更もしていない。その代わりに、見やすさを保つべく学校の間は1行空けることにする。

正則英語学校

位置 東京市神田区錦町三丁目二番地(電話神田三一〇七番)

目的 正則に英語を教授し完全に英語を活用するの士を養成す

学級 午前部 予備科、普通科、受験科

午後部 受験科、高等受験科、臨時受験科

夜学部 予備科、普通科、受験科、文学科、教員養成科

入学期 毎学期の初(九月、一月、四月)とす、但し欠員あるときは臨時入学せしむ

入学資格 品行方正にして満十二歳以上の男子たることを要す

学費 入学金一円

授業料一ヶ年分 予備科十三円五十銭、普通科十八円、其他二十一円五十銭

校主 齋藤秀三郎

国民英学会

位置 東京市神田区錦町三丁目十九番地(電話神田四〇六〇番)

目的 専ら実用の英語と英文学とを教授す

学級及修学期

初等科(午前並夜学)(チヨイスリーダー第一より第二迄の程度にして始めて英語を学ぶ者のために設く)(一学期間)

普通科(午前並夜学)(チヨイスリーダー第三、四巻の程度)(一学期間)

中学科(午前並夜学)(普通科と受験科の中間に位する程度)(一学期間)

受験科(午前午後並夜学)(ユニオン第四リーダー又はチヨイス第五リーダー以上の程度)(二学期間)

高等受験科(午前並夜学)(「キヤラクター」又は「ゼ、ユース、オブ、ライフ」の程度)(二学期間)

英文学科(夜学)(高等学校以上大学の程度)(四学期間)

会話専修科(夜学)(中学卒業生以上の学力を要す)(三学期間)

商業英語科(夜学)(中学卒業生以上の学力を要す)(一ヶ年)

授業料 一ヶ月初等科、普通科、中等科各二円、受験科、高等受験科二円二十銭、英文学科、商業英語科各二円五十銭、会話専修科三円

校長 磯邊彌一郎

欧文学院

位置 東京市神田区錦町三丁目十番地

目的 英語を教授するを目的とす

修業期間 学級を初等科、中等科、高等科とし各科毎月新設し四ヶ月を以て修了一年二ヶ月を以て全科卒業せしむ

程度 初等科 初学者及中学一、二年程度の補修^{アツ}及入学準備に適す

中等科 中学三、四年程度にして受験準備又は同程度の補習又は修学者に適す

高等科 諸官立学校入学受験準備及中学五年及卒業程度の補習又は修学者に適す

学費 入学金五十銭、授業料一ヶ月初等科一円五十銭、中等科一円七十銭、高等科二円

備考 尚本院は別科を設け英語其他諸多の学科を教授す

英学専修学館

位置 東京市神田区仲猿楽町十七番地

目的 官、公、私立諸学校に入学準備の予備又は日課の補習を為す者其他業務の余暇を以て修学せんと欲する者の為に英語を個人的に教授す

入学期 随時

授業料 一ヶ月尋常科金一円二十銭、中等科金一円五十銭、高等科金二円五十銭

今号で取り上げたものは、欧文学院を除き、大正前期までの進学案内書にも掲載されていた学校である。実際問題として、大正前期までの英語学校系の予備校は、国民英学会と正則英語学校の双壁というべき状態だったが、今号で取り上げたものは一部である。この進学案内書には、これらの学校以外にも新しくできたものが掲載されている。

次号では、「第十三類 外国語の学校」の今号では取り上げられなかった予備校を見ていく。

七年制高等学校における尋常科・高等科間の教育の相違：
一学校空間での中等教育から高等教育への接続について
(3) 府立高等学校の事例②

さるたれお
猿田 怜央(早稲田大学教育学部)

前回の訂正・補足

前号に掲載の拙稿について、二点ご指摘をいただきました。つきましては、ご指摘にもとづいて以下のように訂正させていただきます。

(誤) 府立高等学校は1929年、文部省告示第18号をもって設置認可、東京府告示第109号をもって開校するに至った。

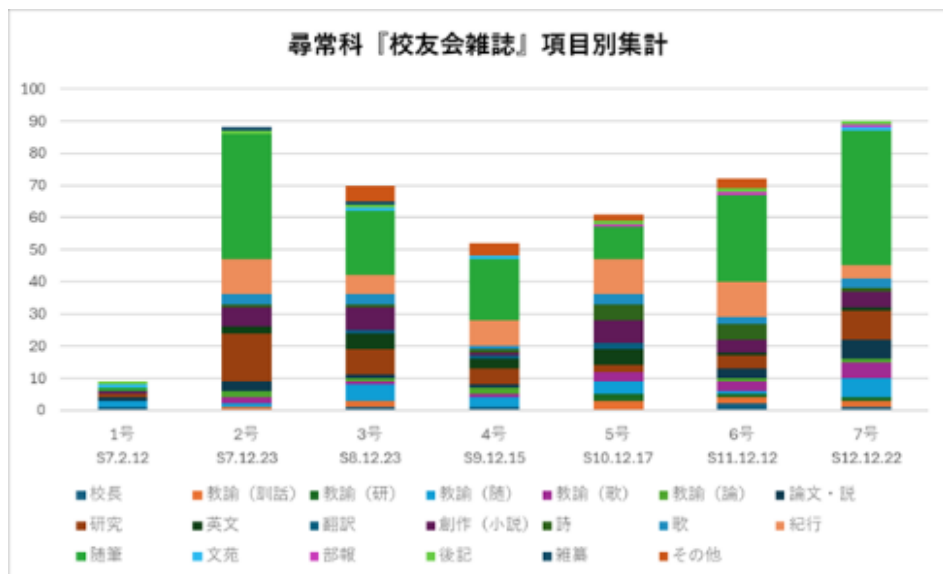
(訂正) 府立高等学校は1929年、設置認可を経て、高等学校令にもとづき開校に至った。…告示は行政課程であり、官制の公布による設置を指すものでない。

(誤) とくに尋常科に見られる傾向は、校長・教授による…(以下、「教授」表記について)

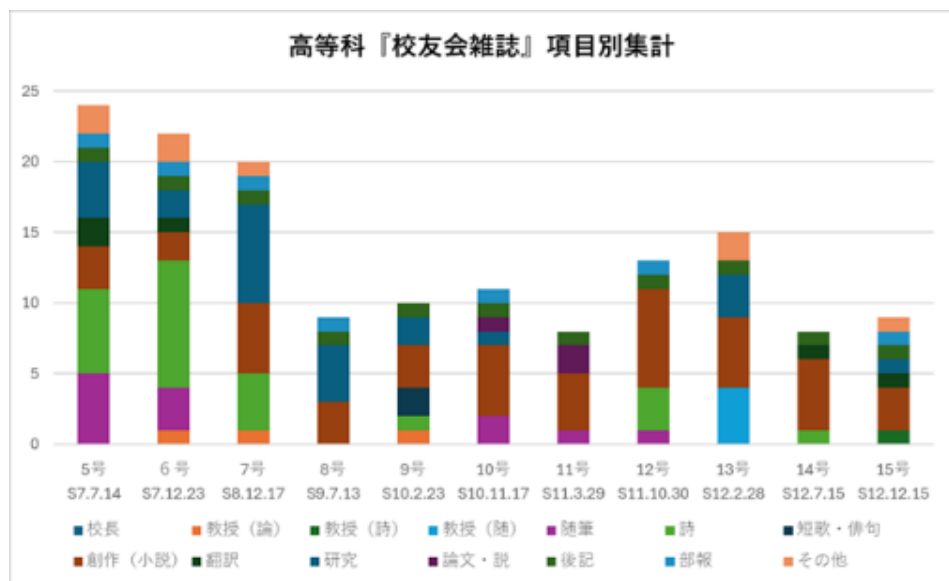
(訂正) 教諭。…尋常科の校務を担当する教員は「教諭」と表記するのが適当である。

ご指摘いただき誠にありがとうございます。他にもお気づきの点については、何卒ご指摘いただけますと幸いです。よろしく願いいたします。

また前回掲載した表について、技術的な理由から掲載を見送った項目別のグラフをこの場を借りて補足させていただきます。対象時期は1932年から1937年です。



グラフ 1. 尋常科『校友会雑誌』項目別集計



グラフ 2. 高等科『校友会雑誌』項目別集計

1. 尋常科『校友会雑誌』にみる川田校長の七年制高等学校に対する教育方針

初代府立高校長の川田正激は中学校の教員や校長を歴任し、府立高校就任時には府立一中の校長を兼務していた(1)。府立高校において川田は生徒に呼びかけるようにして、尋常科の校友会雑誌にしばしば自説の投稿を行っている。1933年の第3号では、川田が高等学校尋常科の教育について述べている(2)ので、その一部を引用してみたい。

世間では高等学校の修業年限の七箇年は長すぎる矢張中学校四年、高等学校三年と切離して其間に競争の関門を設ける方が生徒をして油断せしめないで教育上遙かに効果がある。此点^ち云ふと七年制高等学校の設置は失敗であると云ふ者がある。諸子は此の批評の無稽であり、寧ろ事実の反対であることを実証するを要する。

一体尋常科生徒は本校生抜きの生徒である。彼等は高等科に進入した時学業に於いても品性に於いても他の中学校から来る一半の生徒をリードし感化して本校の校風の範疇に入れる大責任あるものである。是れが出来ないなら七年制高等学校の存立は無意味である。

川田は、長期の修業年限と受験競争の欠如から批判される七年制高等学校の制度について、尋常科の卓越した教育成果によってその必要性を示すことを生徒に求めている。高等科へ「他の中学校から来る一半の生徒」と、尋常科からの生徒とを区別していることから、高等科に比べて尋常科を重視していると窺える。

続けて川田は次のように述べる。

次に一言すべきは今日我が国の高等学校、専門学校等の悉くとは云わな
いが其の多くは所謂知識の切売であつて品性陶冶の学校でない。教師は
単に学科を詰込むのみで訓育には没交渉である。是れが我国の高等学校

専門学校等に於ては赤化者の続出する所以であると聞く。故に本校は創立の根本義に鑑みて独り生徒の学業のみならず大に力を訓育に致して其の人格形成の徹底を所期して居る次第である。(中略)

(満州事変と国際連盟脱退を指して。引用者註) 此時此際我等の頼む所は只国民総体の意気である。敵愾心である結束力である。赤化主義は云ふに及ばず総て国民の結合を弱むる所の我利我利主義は絶対禁物である。我国は世界各国と其の成立を異にし万世一系の天子三種の神器を奉じて万民に君臨す。国礎は之に依って立ち国体は之を以て尊厳である。是を以て我等大和民族は天業を四海に恢弘するの覚悟を堅実にし有色民族の開放及指導に任じ世界の道義的統一に向つて貢献せねばならぬ。

知育に偏る高等教育機関から「赤化者」が続出していることを挙げ、府立高校においては訓育重視の教育を施す方針を表している。川田がこれを尋常科の『校友会雑誌』で発表していることは高等科生への配慮というだけでなく、知育に偏り「赤化者」や「我利我利主義」を生み出す高等教育機関への苦言であり、尋常科に対する期待の表れと捉えられる。

ところで1918年1月の臨時教育会議における答申では、七年制高等学校は「小学校卒業後一貫シタル教育ヲ授クルハ有効ナル教育法(3)」ことが設置の趣旨とされている。この前日の会議において一木喜徳郎委員長は、おもに語学習得の量的な問題から予備教育の不足を避けるため「予備教育ノ年限ヲ短縮スルト云フガ如キコトハ宜シクナイ」としたうえで、可能な限りの年限短縮の実現を目的に科目の重複などを考慮して中学校四学年修了者の高等学校入学を認めたとしている(4)。これを鑑みると、七年制が「有効ナル教育法」とされる所以は年限短縮を目的とした教育の効率化であるといえよう。

その一方で川田は七年制高等学校について教育の効率化でなく、尋常科への注力による「一半の生徒」との差別化や、訓育による人格形成にもとづき高等教育段階における「没交渉」の補填を行う存在として捉えている。

2. 府立高校以外における川田正激校長の教育観、方針との比較

さて川田は自身の教育観について、勤務校における言説だけでなく教育雑誌などのメディアへの投稿を通じて発信を行っている。川田が1917年に刊行した著書では、「中学教育者の責任と面白味」と題して次のように述べられている。

中学校は智的教育を與ふる所であるのみならず、又品性陶冶をなす所である。此の点から云へば、中学校長の責任は、大学総長のそれよりも遙に重いのである。(中略)

勿論大学高等学校及其他の専門学校にありても、薰陶感化の事は絶対に行はれないのではない。されど中学教育が、情操未だに発達せざる生徒に及ぼす薰陶感化には比ぶべくもないのである。(5)

ここで川田は中学校を品性陶冶、情操教育の場として重視しており、さきほど見たようにその姿勢は府立高校長にあっても一貫しているとみえる。府立高校における尋常科や訓育の注力は、元来川田が中学校の教員であったことにくわえて、一貫して主張される中等教育への重視があったためであると考えられる。

また高等教育機関に対して苦言を呈していた川田について、川田校長時代の府立高校生による回想に次のようなものがある。

叱られるといえば、東恩納先生も生徒課長の森川先生も、よく校長から叱られておられた。川田校長には、開放された自由にあこがれる高等科学生の態度には、お気に召さなかったことが多かったようだった。(6)

「中学教育者の面白味」というように、中等教育に努めた川田にとって「(前略)府立一中では、イートンの理想の実現は困難であり、また軍国主義の波の押し寄せる中で、なお自由の気風を残す高等学校に、自分の夢を再び求めて、府

立高校長を引き受けたとも解釈でき(7)」たとしても、高等科に対しては尋常科に比して注力の価値を見出すことはなかったのではないだろうか。高等科の『校友会雑誌』に対する介入が消極的であり、他方で尋常科のそれには積極的であることも、教育段階の接続よりあくまで中等教育を重視する川田の姿勢が示唆されているように思われる。

また「川田はもともと教育に対してリベラルな考えの持ち主であ(8)」り、イートン校の「自治の精神」を模倣した改革を行ったが、教育勅語を基本路線とする旧学制下においては実現できなかった(9)、というのが川田を校長に戴いた府立一中・日比谷高校のナラティブであるが、先の引用にみる川田はすくなくならず旧学制下の基本路線を踏襲していると窺える。これは府立高校長就任前からの言説であり(10)、府立一中・日比谷高校が描く「リベラル」な川田像はこの点に限り一面的な見方であるといえよう。

一方でこうした方便は、「リベラル」な言説と両立しないとも限らず、また時局柄便利な言説であったとも推測されるため、断罪は早計であろう。川田、ならびに同時代の教師たちがもつ「リベラル」な教育観の検討は別の機会に行ってみたい。

さて府立高校長については川田の死去に伴い、府立第六中学校から移った阿部宗孝が二代目に就任する。今回はこの阿部校長の言説を紹介してみたい。

脚注

(1) 「公立中学校長兼教諭川田正澂任命ノ件」、『任免裁可書・昭和四年・任免巻八』国立公文書館所蔵、請求番号任 B01471100。

(2) 川田正澂「諸子の覚悟に就いて」、府立高等学校校友会編『校友会雑誌』府立高等学校校友会第二部会、第3号、1933年、1-2頁。

(3) 「答申」、旧制高等学校資料保存会編『旧制高等学校全書：第三巻 教育編』旧制高等学校資料保存会刊行部、1985年、58頁。

(4) 「臨時教育会議(総会)速記録第十二号」、同上、48-52頁。

(5) 川田正澂『教へる人学ぶ人』磯部甲陽堂、1917年、139-141頁。

(6) 保柳睦美「楽しかったこと、困ったこと」、府立高等学校五十周年記念誌編集委員会編『府立高等学校五十周年記念誌』府立高等学校同窓会、1979年、64頁。

(7) 日比谷高校百年史編集委員会編『日比谷高校百年史』日比谷高校百年史刊行委員会、上巻、1979年、146頁。

(8) 同上、112頁。

(9) 同上、121頁。

(10) 川田正澂、前掲、1917年、259-263頁。

グラフ作成に用いた資料

府立高等学校校友会編『校友会雑誌』府立高等学校校友会第一部会、第5号、1932年。

府立高等学校校友会編『校友会雑誌』府立高等学校校友会第一部会、第6号、1932年。

府立高等学校校友会編『校友会雑誌』府立高等学校校友会第二部会、第1号、1932年。

府立高等学校校友会編『校友会雑誌』府立高等学校校友会第二部会、第2号、1932年。

府立高等学校校友会編『校友会雑誌』府立高等学校校友会第二部会、第3号、1933年。

府立高等学校校友会編『校友会雑誌』府立高等学校校友会第二部会、第4号、1934年。

府立高等学校校友会編『校友会雑誌』府立高等学校校友会第二部会、第5号、1935年。

府立高等学校校友会編『校友会雑誌』府立高等学校校友会第二部会、第6号、1936年。

府立高等学校校友会編『校友会雑誌』府立高等学校校友会第二部会、第7号、1937年。

府立高等学校文芸部編『校友会雑誌』府立高等学校校友会、第7号、1933年。

府立高等学校文芸部編『校友会雑誌』府立高等学校校友会第一部会、第8号、1934年。

府立高等学校文芸部編『校友会雑誌』府立高等学校校友会第一部会、第9号、1935年。

府立高等学校文芸部編『校友会雑誌』府立高等学校校友会第一部会、第10号、1935年。

府立高等学校文芸部編『校友会雑誌』府立高等学校校友会第一部会、第11号、1936年。

府立高等学校文芸部編『校友会雑誌』府立高等学校校友会第一部会、第12号、1936年。

府立高等学校文芸部編『校友会雑誌』府立高等学校校友会第一部会、第13号、1937年。

府立高等学校文芸部編『校友会雑誌』府立高等学校校友会第一部会、第14号、1937年。

府立高等学校文芸部編『校友会雑誌』府立高等学校校友会第一部会、第15号、1937年。

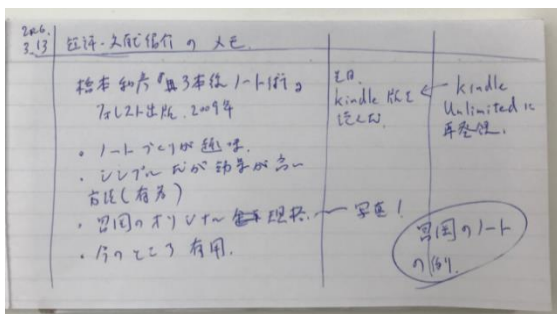
(上記すべて東京都立大学図書館所蔵。)

『月刊ニューズレター 現代の大学問題を視野に入れた教育史研究を求めて』
刊行要項 (2026年2月15日一部改訂)

1. (目的) 広い意味で「現代の大学問題へのアプローチを視野に入れた研究」を各執筆者が互いに交流し、研究を進展させていくことを目的にこのニューズレターを発行します。
2. (記事のテーマ) 記事は、広い意味で現代の大学問題へのアプローチを視野に入れた研究であれば、高等教育史だけでなく中等教育史や初等教育史なども含めた幅広いテーマを募集します。
3. (刊行頻度・期間) 研究進展のペースメーカーとするため毎月刊行し、最低限3年間は続けます。
4. (編集委員会・編集世話人) 発行主体は編集委員会とし、編集責任者として編集世話人を設け、当面は富岡勝と谷本宗生が担当します。編集委員は、執筆者の中から数名程度募集します。
5. (執筆者) 執筆者は、最低限1年間参加し、原則として毎月執筆してください。ご希望の方は、編集世話人までご連絡ください。執筆者は、刊行経費として毎年600円を負担してください。
6. (記事の責任) 記事の内容については、執筆者で責任をもって執筆してください。参考文献・引用文献の典拠を明らかにするなどの研究上の基本ルールはもちろん守ってください。また、ごくまれに、編集世話人の判断によって記事の掲載を見合わせる場合があります。
7. (著作権の許諾確認) 記事のなかで用いた写真画像などに著作権が生ずる際には、著作元または所蔵先に執筆者が許諾の確認を行ってください。それが大学等の出版刊行物ならば、当該大学の事務部または資料館等の施設に照会し、適切な対応をはかってください。確認がとれたものを用いることとして、確認がむずかしいものについては、写真画像の掲載を差し控える必要があります。
8. (記事の種類・分量) 記事の種類は、論考、研究上のアイデア、史資料の紹介、先行研究の検討など研究に関するものでしたら何でも結構です。記事1本分の分量は、A5サイズ2枚～4枚ぐらいを目安とします。
9. (レイアウト等) 毎月の刊行をスムーズに行うため、レイアウトなどは簡素なものにとどめます。世話人によるニューズレターの印刷は、国会図書館献本用などごく少数にとどめます。執筆者にはニューズレターのPDFファイルをメールでお送りしますので、各執筆者で必要部数をプリンターで印刷するなどして、まわりの方に献本してください。
10. (web公開) ニューズレターの内容は、下記のホームページで公開します。
<http://home.hiroshima-u.ac.jp/komiyama/gen-dai-kyou-ken/>
11. (研究交流会) ニューズレターを中心とした研究交流をしていきますが、年に1回程度、必要に応じて執筆者の交流会を開催します。
12. 以上の内容を変更したときは、この要項を改訂していきます。

以上

読んでいるうちに、この3本線ノート術を試してみたくなった。そこで、数ヶ月前から試している「富岡オリジナルノート」(最新バージョンは、B5 ノートを三分の一にカットした横長サイズ。84mm×182mm)に、写真のように応用してみた。小型ながら構造化されたノートを作成できそうで、なかなか楽しい。(富岡)



会員消息

インターネットTVのアベマで、ニュース番組を何気に見ていたところ、なにになんか見たことがある風景や店舗だな・・と思っていたところ。私が講義で出かける東松山市岩殿の大学東松山校舎近くにある、武蔵野うどん・東松山店(営業時間:11~18時)の食べ放題(中学生以上の大人1150円、小学生950円)が特集されていたのである。聞けば、関東圏の遠くからも人気で食べにやって来るリピーターも居るほどだとのこと。東松山店では、肉汁うどん、鳥汁うどん、カレー汁うどん、冷汁うどん、あま辛汁うどん、カレーうどん、肉うどん、おろしぶっかけうどん、の食べ放題(時間制限なし)として、めん、天ぷら、ご飯、漬け物が、セルフサービスでなんとお代わり自由だという。私が昼時、東武東上線の高坂駅から乗車して、東松山校舎に向かうスクールバスから見かける東松山店は、たしかに駐車場にいっぱい車が駐車していて食事するお客もなかなか多い模様だ。正直、ついうらめしい思いもしてしまうが、教育者として担当授業に集中しなければなりませんよね。(谷本)

小林哲夫氏の『予備校盛衰史』(2026年、NHK出版)を読みました。「予備校文化」という言葉に惹きつけられました。「独特の熱気とエネルギー」の代ゼミの予備校文化、代ゼミOBの私ですが、たしかにありました。英語の富田一彦先生、西谷昇二先生、現代文の酒井敏行先生、日本史の八柏龍紀先生、もう一度、授業を受けたいです。(山本剛)

存命の旧制高校卒業生の方とお話しさせていただいた際、「スマホを見るのではなく、本を読みなさい」とのお言葉をいただきました。ありきたりな言説ですが、旧制高校卒業生の口から「スマホ」という言葉が出てくると、一帝大卒のサラリーマンもワープロ、パソコンを使っていたと思いますが—たいへん奇妙な感覚を覚えます。肝に銘じます。(猿田)

本号から「刊行要項」が一部変更となりました。著作権についての配慮をこれまで以上に実施しながら、みんなでよりよいニューズレターを作っていけたらと思います。

第132号で紹介しましたように2月7日に京都大学時計台記念館ホールで藤川佳三監督のドキュメンタリー映画『対話のゆくえ 京都大学吉田寮』の上映会+シンポジウムがおこなわれ、参加してきました。400人ほどの参加者で大盛況でした。1913年以来の歴史を経てきた京大吉田寮の歴史の紹介とともに、現在の寮生が時間をかけて丁寧な対話をおこないながら寮の自治に取り組んでいる様子が丁寧に描かれた映画になっていました。私も取材に協力したら少しだけ映画に映っていました。今後、各地で上映会、2027年ごろには劇場公開も目指しているそうなので、ぜひご覧下さい。

3月7日には江古田映画祭の一環として武蔵大学大講堂でおこなわれた大友啓史監督の映画『宝島』上映会と大友監督のトーク(トークだけで2時間!)に行ってきました。沖縄の戦後史を描いた長編で、歴史を追体験した気分になり、興味をもって原作(真藤順丈著『宝島』)を読み返しているところです。こちらの上映会も350人以上の大盛況でした。

同じ空間に沢山の人が集まって話し合うというのは、いいものだと思います。

先日、神辺会員の蔵書を活用して「神辺文庫」を開設する準備作業に参加してきました。「神辺文庫」については、準備が整ったあと、改めて紹介しますが、準備作業自体が貴重な交流の時間となりました。

今号も連載記事を書けませんでした。授業の採点などが順調に終わり、次第に研究ができる状況になりつつありますので、次号こそは!と思っています。(富岡)

本ニューズレターのPDFファイルをダウンロードし、Adobe Reader等のソフトの「小冊子印刷」機能を利用して「A4 サイズ両面刷り」で印刷すれば、A5サイズの小冊子を作ることができます。